

金利
引下げ!

©よりぞう

暮らし応援
キャンペーン2024JAネットローン
マイカーローン

JA住宅ローンをご利用中のお客さま

変動
年1.60% 保証料込

上記以外のお客さま

変動 年1.65% 保証料込

JAネットローン
教育ローン

JA住宅ローンをご利用中のお客さま

証書型

保証料込

変動
年1.50%

カード型

保証料込

変動
年3.05%

上記以外のお客さま

証書型

保証料込

変動 年1.55%

カード型

保証料込

変動 年3.10%

※金利および対象となるお客さまは、JAによって異なる場合がございます。

対象商品	① JAマイカーローン ② JA教育ローン(証書型) ③ JA教育ローン(カード型)
キャンペーン期間	2024年1月1日(月)～4月30日(火)
対象となるお客さま	①期間中、新たにマイカーローン・教育ローン(証書型・カード型)をインターネットからお申込み。 ②JAバンクアプリにご登録。(チラシ右下の二次元バーコードからダウンロードいただけます) ③期間中にお申込みを受付し2024年5月31日(金)までにご契約、または2023年12月31日(日)以前にお申込みを受付し2024年1月1日(月)から2024年5月31日(金)までにご契約。
【注意事項】	1.ローンのお借入の際は、JAが出資金をお預りする場合がございます。2.ローンのご利用にあたっては、JAが指定する保証機関の審査が必要です。審査の結果によってはお客様のご希望に添えない場合がございます。3.繰上返済や返済条件を変更する場合は、JA所定の手数料が必要となります。4.ローン商品の詳しい内容については、店頭で説明書をご用意しております。また、店頭にて返済額の試算を承っております。5.下記の通常金利は、金利引下げ条件を満たした場合の最下限です。条件につきましては、JA窓口までお問い合わせください(店頭にも掲示しております)。また、本キャンペーンによる引下げ後の金利(通常金利から0.15%または0.10%の引き下げ)は、通常金利における金利引下げ条件を満たし、かつキャンペーンの対象となるお客さまの場合の最下限です。6.ご記入内容に漏れ等がある場合には、無効となる場合がございます。また、金利引下げにかかる取引を中途解約した場合には、本キャンペーンによる金利の引下げを中止する可能性がございます。7.対象商品および金利内容は予告なしに変更する場合やJAにより異なる場合がございます。8.土日祝日については、一部営業していない店舗がございます。9.詳しくはお取り扱いのJA窓口までお問い合わせください。

ネットローン	マイカーローン	教育ローン(証書型)	教育ローン(カード型)
お借入期間	6か月以上10年以内	6か月以上15年以内	—
お借入金額 ご契約金額	10万円以上 1,000万円以内	10万円以上 1,000万円以内	10万円以上 700万円以内
通常金利	1.75%～1.90%	1.65%～2.65%	3.20%～4.20%

いつでも、どこでも、手軽で便利



JAネットローン

JAバンクのローンを仮申込み
できます。

24時間365日受付

手続き簡単



JAバンクアプリ

いつでも口座残高のチェック
や明細の照会ができます。

残高照会

入出金明細照会

投信残高照会



アプリのサービス画面から、JAネットバンクにアクセスできます。

振込や税金・公共料金払込等
さまざまな取引ができます。

振込・払込

ローン繰上返済

カードローン



「投信残高照会」「定期貯金」「ローン繰上返済」「カードローン」は、JAによってお取扱いできない場合や、一部機能に制限を設けている場合、対象商品・条件が異なる場合があります。

商品概要説明書

J Aマイカーローン

(2023年4月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。<ul style="list-style-type: none">① 自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用② 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金③ 運転免許の取得のためのご資金④ カー用品（カーナビ等）のご購入資金⑤ 車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとしします。）⑥ 他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 10 年以内とします。○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○変動金利となります。○お借入時の利率は、3 月 1 日、9 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日、10 月 1 日から適用利率を変更いたします。○お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済

	方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関（宮城県農農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table border="1" data-bbox="517 546 1310 647"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>3,263</td> <td>9,456</td> <td>15,853</td> <td>22,449</td> <td>32,699</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	3,263	9,456	15,853	22,449	32,699
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料（円）	3,263	9,456	15,853	22,449	32,699								
手数料	○ご融資、繰上（一部・全部）返済の際の事務手数料はいただいておりません。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の手数料（消費税等含む。）が必要です。												
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0229-23-6515）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会 ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） JAバンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター （JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。												

	<p>ん。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要になります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A古川